

改正後の専利法及びその実施細則の施行に関連する審査業務処理に関する過渡規則

第一条 出願日が2021年6月1日以降(当該日を含む。以下同様)の専利出願及び当該専利出願に基づいて付与された専利権は、改正後の専利法の規定を適用する。出願日が2021年6月1日以前(当該日を含まない)の専利出願及び当該専利出願に基づいて付与された専利権は、改正前の専利法の規定を適用するが、本規則の以下の各条の別段の規定はその限りではない。

出願日が2024年1月20日以降(当該日を含む。以下同様)の専利出願及び当該専利出願に基づいて付与された専利権は、改正後の専利法実施細則の規定を適用する。出願日が2024年1月20日以前(当該日を含まない)の専利出願及び当該専利出願に基づいて付与された専利権は、改正前の専利法実施細則の規定を適用するが、本規則の以下の各条の別段の規定はその限りではない。

別段の規定がある場合を除き、本規則でいう出願日とは、専利法第二十八条に規定される出願日を指す。

第二条 2024年1月20日より、専利法第十八条第一款項の規定に従い専利代理機構に中国での専利出願及びその他の専利事務の取り扱いを委任する出願人又は専利権者は、改正後の専利法実施細則第十八条の規定を適用して、自ら関連業務を取り扱うことができる。

第三条 2024年1月20日より、出願人は改正後の専利法実施細則第三十六条、第三十七条の規定に従い、優先権の回復、優先権主張の追加又は修正を請求することができる。

第四条 最初の送付日が2024年1月20日以降である場合、出願人は改正後の専利法実施細則第四十五条の規定に従い、先の出願書類を援用する方式で出願書類を補充することができる。

第五条 分割出願を提出する日付が2024年1月20日以降である場合、出願人は改正後の専利法実施細則第四十九条の規定に従い、関連する副本を提出する必要はない。

第六条 出願人は、移行日が2024年1月20日以降の発明・実用新案国際出願について、改正後の専利法実施細則第二百二十一条の規定に従い中国国内段階へ移行する手続きをする。

移行日より起算して2ヶ月の期限が満了した日が2024年1月20日以降である場合、出願人は改正後の専利法実施細則第二百二十八条の規定に従い、優先権の回復を請求すること

ができる。

第七条 2024年1月20日より、国務院專利行政部門が電子書類の形式で送達した各種の書類の送達日は、改正後の專利法実施細則第四条の規定を適用する。

第八条 2024年1月20日より、国務院專利行政部門は改正後の專利法実施細則第九条に規定される期限に従い出願人に秘密保持審査通知を発送し、秘密保持の要否の決定を下す。

第九条 2021年6月1日より、国務院專利行政部門は專利法第二十条第一款の規定に従い、形式審査、実体審査及び復審の手続きにおける專利出願を審査する。

2024年1月20日より、国務院專利行政部門は改正後の專利法実施細則第五十条、第五十九条、第六十七条の規定に従い、改正後の專利法実施細則第十一条を適用して形式審査、実体審査及び復審の手続きにおける專利出願を審査する。

2024年1月20日より、請求人により改正後の專利法実施細則第十一条の規定を満たしていないことを理由とし、国務院專利行政部門が公告により付与した專利権に無効宣告請求を提出した場合、国務院專利行政部門は改正後の專利法実施細則第六十九条の規定を適用して審査を行う。

第十条 2024年1月20日より、国務院專利行政部門は出願人により專利法第2条第4款に従い提出した、出願日が2021年6月1日以降の部分意匠出願に対して、改正後の專利法実施細則第三十条、第三十一条を適用して審査を行う。

第十一条 2024年1月20日より、国務院專利行政部門は出願人が出願日が2021年6月1日以降の專利出願について專利法第二十四条第一款に規定される状況に符合すると判断し提出した関連請求に対して、改正後の專利法実施細則第三十三条第四款を適用して審査を行う。

第十二条 2024年1月20日より、国務院專利行政部門は出願人が專利法第二十九条第二款に従い提出した、出願日が2021年6月1日以降の意匠出願に対して、改正後の專利法実施細則第三十五条を適用して審査を行う。

第十三条 2021年6月1日から專利権付与を公告した發明專利に対して、專利権者が專利法第四十二条第二款に従い、專利権付与の公告日から起算して3ヶ月以内に專利権期間補填請求を提出して関連費用を納付した場合、国務院專利行政部門は2024年1月20日より改正後の專利法実施細則第七十七条～第七十九条、第八十四条を適用して審査を行う。

專利権者が2021年6月1日から、專利法第四十二条第三款に従い、新薬上市許可請求が承認された日から起算して3ヶ月以内に專利権期間補填請求を提出して関連費用を納付し

た場合、国務院専利行政部門は2024年1月20日より改正後の専利法実施細則第八十条～第八十四条を適用して審査を行う。

上記請求された関連専利権が2024年1月20日以前に期限満了し、国務院専利行政部門が審査を経て補填条件を満たすと認めた場合、期間補填を与える決定を下し、補填される期間は元の専利権の期限満了日から起算する。

専利権者は料金徴収基準の開示前に、専利法第四十二条第二款、第三款に従い専利権期間補填請求を提出した場合、料金徴収基準の開示後に、国務院専利行政部門が指定した期限に従い本条でいう関連費用を納付することができる。

第十四条 2024年1月20日より、国務院専利行政部門は専利権者が2021年6月1日から専利法第五十条第一款に従いその専利実施の開放許諾について提出した声明に対して、改正後の専利法実施細則第八十五条～第八十八条を適用して審査を行う。

第十五条 2024年1月20日より、国務院専利行政部門は改正後の専利法実施細則第一百六条の規定に従い専利出願と専利権に関する事項を登録し、改正後の専利法実施細則第一百七条の規定を適用して専利公報を出版し、関連内容を公表または公告する。

第十六条 2024年1月20日より、国務院専利行政部門は出願日が2022年5月5日以降の意匠国際出願に対して、改正後の専利法実施細則第一百三十六条～第一百四十四条を適用して審査を行う。

第十七条 本規則は2024年1月20日より施行される。2023年1月11日より施行された「改正後の専利法の施行に関する審査業務処理に関する暫定規則」（中国国家知識産権局公告第510号）、「＜ハーフ協定＞加入後の関連業務処理に関する暫定規則」（中国国家知識産権局公告第511号）は廃止される。

本規則は専利法及びその実施細則の専利審査業務処理に関連する条項の過渡的適用のみに関する。